

ID: 218

担当部署: まちづくり政策課

処分の概要	支援金の給付
例規名 根拠条項	柴田町犯罪被害者等支援条例 第7条
例規番号	令和4年条例第11号

## 【基準】

第7条、柴田町犯罪被害者等支援規則第3条及び第4条の規定による。

(支援金の給付)

第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的及び精神的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族に対し支援金の給付を行うものとする。

(支援金の種類、額及び給付対象者等)

第3条 条例第7条に規定する支援金の種類、額及び対象者は、次のとおりとする。

種類	支援金額	給付対象者
遺族支援金	30万円。ただし、傷害支援金の給付後に当該傷害支援金の給付に係る犯罪行為による犯罪被害が起因して死亡した場合は20万円とする。	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が生じたときにおいて町内に住所を有していた次項及び第3項に定める第1順位のもの(以下「第1順位遺族」という。)
死体検案費用支援金	10万円又は死体検案に要した費用(死体検案書料を除く。)のいずれか低い方の額	
傷害支援金	10万円	犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者(犯罪行為による傷害によって当該犯罪被害者が意思表示等ができない状態の場合は、その配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)又は3親等内の第1順位の親族)

2 前項の表に規定する遺族支援金及び死体検案費用支援金(以下「遺族支援金等」という。)の給付を受けることができる遺族の範囲は、犯罪行為が行われた時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が遺族と認めた者

- 3 遺族支援金等の給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。この場合において、同項第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位とし、父母については養父母を先とし、実父母を後にする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者(前項各号に掲げる者に限る。)を第1順位遺族とすることができる。
- 4 第1順位遺族が2人以上いるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族支援金等の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して行った遺族支援金等の給付は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(支援金の給付の制限)

第4条 町長は、次に掲げる場合には、遺族支援金等及び傷害支援金(以下「支援金」という。)を給付しない。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位親族(第1順位遺族が2人以上いるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と加害者との間に次のいずれかの親族関係があつたとき。
- ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)
  - イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)
  - ウ 3親等内の親族
  - エ 同居の親族
- (2) 犯罪被害者又はその遺族に次の各号のいずれかに該当する行為及び事由があつたとき。
- ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
  - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
  - エ 当該犯罪行為を容認していたとき。
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
  - カ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。
- (3) その他、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の給付を行うことが社会通念上適切でないと認めたとき。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年9月29日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日